

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年4月18日
【会社名】	ガイドードリンコ株式会社
【英訳名】	DyDo DRINCO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2611
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 殿勝 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年4月16日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年4月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

地域コミュニティ貢献積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

経営の透明性を高めるとともに、成長戦略の推進を目指すうえでグループ経営の一層の基盤強化を図るべく、現行定款第25条第2項に規定の役付取締役新たに取締役会長を追加する。

また、社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条に当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役7名選任の件

高松富博、高松富也、安達健治、中川 誠、高松 勇、江崎悦朗、森 真二を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

加藤幸江を監査役に選任する。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続する。

第6号議案 退任代表取締役及び退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

代表取締役を退任された高松富博及び取締役を退任された八尾雅幸、高橋 豊に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任する。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、再任された取締役高松富也、安達健治、中川 誠並びに在任監査役中村 仁に対し、これまでの功労に報いるため、退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	117,374	4,009	4	(注)1	可決(95.49%)
第2号議案	121,188	195	4	(注)2	可決(98.59%)
第3号議案				(注)3	
高松富博	119,364	2,019	4		可決(97.11%)
高松富也	119,365	2,018	4		可決(97.11%)
安達健治	119,303	2,080	4		可決(97.06%)
中川 誠	119,304	2,079	4		可決(97.06%)
高松 勇	119,248	2,135	4		可決(97.01%)
江崎悦朗	121,181	202	4		可決(98.59%)
森 真二	120,938	445	4		可決(98.39%)
第4号議案				(注)3	
加藤幸江	121,229	153	4		可決(98.63%)
第5号議案	103,358	18,025	4	(注)1	可決(84.09%)
第6号議案	106,165	15,217	4	(注)1	可決(86.37%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上